

# えんしん職域サポートローン

2023年12月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>• えんしん職域サポートローン</li> </ul>
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当金庫と「職域サポート契約」を締結されている事業所の経営者・役員及び従業員の方。</li> <li>• 年齢が満20歳以上の方。</li> <li>• 安定継続した収入がある方。</li> <li>• しんきん保証基金の保証を受けられる方。</li> </ul> <p>※パート・アルバイト等の非正規社員の方もご利用いただけます。</p>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申込人又は申込人の家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする次の資金               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自動車関連資金（オートバイ・自転車を含む） 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用</li> <li>② 教育関連資金 就学する学校等への納付金（最長1年分） 就学にかかる付帯費用（最長1年分、100万円以内） ※申込日時点で支払日から3か月以内のものに限り、支払済資金も対象となります。</li> <li>③ 住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金及びそれに伴う諸費用 ※上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も対象となります。（ただし、上記と合わせた申込みで100万円以内） ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3か月以内のものに限り支払済資金も対象となります。</li> </ul> </li> <li>• 申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を用途として、当金庫を含む金融機関及び信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換資金 ※当金庫の基金保証付ローンについては、職域サポートローン、カーライフプラン、教育プラン、リフォームプラン、無担保住宅ローン（いずれもプライムを含む）の借換資金（手数料等を含む）に限ります。</li> </ul> <p>【対象外となる資金用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 支払先が申込人又はその配偶者・親（配偶者の親を含む）・子が営む法人・自営業</li> <li>• 個人間売買による購入資金（不動産、車等）</li> <li>• 支払済資金（前記②教育関連資金、③住宅・リフォーム関連資金は除く）</li> </ul>
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1,000万円以内（1万円単位）</li> </ul>
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3か月以上15年以内（貸付日から15年目の応答日の属する月の末日まで）</li> </ul> <p>※元金返済の据置期間は、6か月以内となります。</p>
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ご融資時に変動金利又は固定金利のいずれかを選択いただけます。</li> <li>• 変動金利のご融資利率は、当金庫が定める「新短期プライムレート」を基準に決定させていただきます。</li> </ul> <p>なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 変動金利の場合、ご融資後の利率は、4月1日及び10月1日の年2回基準金利の見直しを行い、基準日が4月1日の場合は6月、10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。</li> </ul>

《裏面に続く》

7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月元利均等返済又は元金均等返済とし、ボーナス月増額返済も併用できます。ただし、ボーナス返済部分の元金のご融資額の50%までとします。</li> <li>元利均等返済の場合、利率見直しの都度、ご返済額を変更いたします。</li> </ul>
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>しんきん保証基金が保証しますので保証人及び担保は必要ありません。</li> </ul>
9. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証料は、利息に含みます。</li> </ul>
10. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ご本人確認書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証又は運転経歴証明書</li> <li>ただし、上記書類を取得していない場合等は個人番号カード、健康保険証、パスポート若しくは顔写真付住民基本台帳カードといたします。</li> </ul> </li> <li>② 年収確認書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか。</li> <li>ただし、お申込み金額が100万円以下の場合、年収確認書類は不要となります。</li> <li>勤続2年未満の場合、給与所得者に限り、給与明細書でも可</li> <li>※支払調書は年収確認書類の対象となりません。</li> <li>産前産後休業中又は育児休業中の方は、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付金支給決定通知書</li> </ul> </li> <li>③ 資金使途確認書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>見積書、注文書、請求書等（借換資金としてご利用の場合は、融資残高確認書類）</li> </ul> </li> </ul>
11. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。</li> <li>一部繰上償還（1回あたり） 3,300円、全額繰上償還 5,500円</li> <li>※上記金額には消費税が含まれています。</li> <li>※ご融資残高が10万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。</li> </ul>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。</li> <li>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。</li> </ul>